

平成29年度事業計画書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

I 基本方針

一昨年10月にTPP交渉の大筋合意を受け、政府は農林水産分野について「確実な再生産が可能」となるよう経営安定措置の充実等を図ることとし、肉用牛及び養豚の経営安定のための法制化等を行ったところである。しかしながら、本法の施行日はTPP発効の日とされており、米国のトランプ新大統領が本年1月の就任早々にTPP離脱を決定したことから、法施行の可能性は極めて低いものとなっている。

一方、農林水産省は、農業者の所得向上のためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく必要があるとして、生産資材の引き下げ、農産物の流通・加工構造の改革等13項目の「農業競争力強化プログラム」を昨年11月に策定し、政府（農林水産省・地域の活力創造本部）は、「農林水産省・地域の活力創造プラン」の中に当プログラムを位置付け、政府全体で取り組もうとしている。

さらに、厚生労働省では、昨年12月にHACCPによる衛生管理の制度化に向けた検討会報告書を取りまとめ、平成30年の通常国会を目途に法案を提出することとしており、施行までには十分な準備期間を設けることとしているが、HACCP制度化への対応が喫緊の課題となっている。

国内の食肉生産を拠り所とする当協会にとって「国内生産量の維持・確保」が最大の関心事であり、今後の施策の動向に注視するとともに、当協会は、畜産副産物の流通の近代化、生産の合理化及び消費の拡大等の促進を通じて、畜産関係団体との連携の下「国内生産量の維持・確保」に努めるとともに、HACCP制度化に向けて適切に対応する。

1. レンダリング業

BSE対策の根幹である飼料規制を確実なものとするため、引続き牛肉骨粉等の適正な処分を推進する。健康牛由来の肉骨粉等については肥料用、養魚用飼料に係る使用規制が解除されたが、その利活用は進んでおらず、引続き利活推進に努める。

また、平成27年12月に厚生労働省から食品安全委員会に評価要請のあった検査月齢の見直し及びSRMの範囲の見直しについて、検査月齢の見直しについては「人への健康被害の影響は無視できる」とされ、本年4月より検査月齢が見直されることとなったが、SRMの範囲の見直しについては、審議されておらず、引続き動向を注視する。

また、後述するHACCP制度化について、現行食品衛生法における営業指定に係る食用油脂製造業に該当する部会員も多いことから、厚生労働省他関係省庁の御指導の下、基準Bに係る手引き書の作成を含め適切に対応する。

2. 原皮業

輸出先国のタンナー業は、環境問題等により事業継続の不安定性が増大していることから輸出先の多角化を含めた安定的な輸出先の確保が課題となっているが、輸出相手国によっては家畜衛生条件の締結等の事前チェックを求める場合もあることから、輸出可能性のある国については、必要に応じて政府間ベースでの事前協議を要請する。

本年2月に、韓国において口蹄疫が再び発生し、家畜伝染性疾病の侵入・発生が輸出産業である原皮業界にとって最も脅威であることから、水際防疫の徹底を引続き要請する。

3. 副生物業

昨年12月に厚生労働省は、HACCPによる衛生管理の制度化に向けた検討会報告書を取りまとめたところであるが、と畜場についてはコーデックスのガイドラインに基づくHACCPの7原則を要件とする基準Aが適用され、従業員数が一定の数以下等の小規模事業者や当該店舗での小売り販売のみを目的とした製造・加工、調理等を行っている事業者等については、HACCPの考え方に基づく衛生管理を行う基準Bが適用されることとなり、基準Bの適用に当たっては業界団体が事業者の実情を踏まえ、厚生労働省と調整して策定した手引き書等を参考に対応することとされている。

副生物の部会員は、と畜場と直結した市場卸業、卸売業、加工業に大別され、現行食品衛生法における営業指定に係る食肉処理業、食肉販売業及び食肉製品製造業該当することとなるが、厚生労働省他関係省庁の御指導の下、基準Bに係る手引き書の作成を含め適切に対応する。

また、引続き、副生物の消費拡大に取り組むとともに、厚生労働省の科研費において牛レバーの生食に再開に向けて放射線照射等による殺菌方法等の研究が行われているが、研究成果を踏まえ、その実用化に適切に対応する。

II. 事業実施計画

【肉骨粉等の適正処理に係る事業】

1. 肉骨粉適正処分対策事業（(独) 農畜産業振興機構事業）

反すう動物由来の畜産残さのレンダリング処理とこれにより製造された肉骨粉等の焼却処分事業。焼却処分事業の計画的な推進及び肉骨粉等の有効利用の促進を図るための会議の開催や焼却処分事業の指導等を行う。

助成限度額 5,931,761千円

2. 牛せき柱適正管理等推進事業（(独) 農畜産業振興機構事業）

安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残渣の有効利用を図るため、牛せき柱の適正な管理を実施した食肉事業者に対し促進費を交付する。

助成限度額 395,151 千円

【畜産副産物の消費拡大、需給安定等を図る事業】

1. 畜産副産物需給安定対策事業（(独) 農畜産業振興機構事業）

畜産副産物製造業の経営改善及び製造技術の向上を図るためのセミナーを開催する。畜産副産物の需給状況等の調査、情報提供及び需要拡大のためのイベントへの参加。畜産副産物の需給状況等についての問題点の分析、改善策の策定、有効活用等の検討会（3部会）の開催。

助成限度額 18,054 千円

2. 食肉情報等普及・啓発事業（(公社) 日本食肉協議会事業）

畜産副産物に関する情報等を普及・啓発するため、消費者等を対象としたイベント等への参加、ポスターやパンフレットの作成・配布を実施する。

助成限度額 8,000 千円

3. 皮革産業基盤強化特別振興事業（(一社) 日本皮革産業連合会事業）

原皮産業の基盤強化を図るため、本邦及び海外で皮革産業等の実態を視察する。

助成限度額 2,000 千円

4. 活路開拓調査・実現化事業（全国中小企業団体中央会事業）

協会会員企業の幹部等を対象とした研修会を実施する。

助成限度額 2,000 千円

【協会独自事業】

1. 情報提供及び広報活動の強化

協会HPの見直しを行い情報提供の充実を図る。

2 各委員会への委員等の派遣

国及び関係機関が主催する各種委員会等に委員等として役職員を派遣する。また、関係団体等の会合の場で、協会の抱えている問題等を提起し、畜産副産物業界に対する認識を深めてもらうよう努める。

3. 共済制度等の加入、利活用の促進

協会会員に対して次の制度の加入、利活用の促進を図る。

- ・賠償責任共済制度 農林弘済サービス（株）及び損保ジャパン日本興亜（株）
- ・業務災害補償制度 全国中小団体中央会

- ・食肉リース事業 (一財) 畜産環境整備機構

4. その他

必要に応じ、各部会等の意見をまとめ、その実現に向けて政府等に対し要望書の提出を行う。会員の加入を促進する。